

最高裁秘書第 886 号

平成 30 年 3 月 6 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成 30 年 2 月 1 日付け（同月 5 日受付、最高裁秘書第 458 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

司法修習生考試委員会議事録（平成 29 年 12 月 12 日開催）（別紙を含むが、資料は除く。）（片面で 4 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

平成28年度（第70期）司法修習生考試委員会議事録

- 1 日 時 平成29年12月12日（火）午前10時30分
- 2 場 所 最高裁判所大会議室
- 3 出 席 者 別紙のとおり
- 4 議事要旨 以下のとおり

議 事 要 旨

（委員長）

開会宣言

第1 司法修習生考試実施結果の概要報告

（幹事）

1 応試者

1579人（資料1のとおり）

2 日程

11月17日から同月24日まで（ただし、18日、19日及び23日を除く。）

3 場所

司法研修所及び新梅田研修センター（大阪市福島区）

4 考試結果等

資料2及び資料3のとおり

不可の科目があった者の割合 1.01%（応試者数1579人中16人）

一質疑応答一

委員長は、各科目の答案採点担当委員に、本年度の問題及び不可答案の内容についての説明を求め、松本委員（民事裁判）、細田委員（刑事裁判）、飯島委員（検察）、坪井委員（民事弁護）、関委員（刑事弁護）の順に説明

第2 審議

1 合格者決定

(幹事)

全科目可以上の成績を収めた 1563 人を合格とすることを提案

—採決—

異議なく、幹事提案のとおり可決

2 不合格者決定

(幹事)

不可の科目があった 16 人を不合格と決定することを提案

—採決—

異議なく、幹事提案のとおり可決

3 不合格者の氏名等発表

(幹事)

委員長の指示により、資料 4 のとおり不合格者の氏名等を発表

4 受験回数制限について

(幹事)

今回の考試において、受験回数が 3 回目に該当する応試者 1 人は合格者として決定された旨、及び今回の考試不合格によって、次回の考試が 3 回目の受験となる応試者が 1 人いる旨を報告

5 司法修習生考試実施要領の改定について

(幹事)

資料 5 のとおり、司法修習生考試実施要領を改定することを提案

—討議—

委員長が各委員に意見を求めたが、意見はなかった。

—採決—

異議なく、原案どおり、司法修習生考試実施要領を改定することを可決

(委員長)

閉会宣言

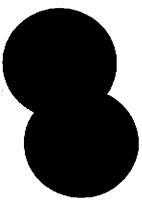
平成29年12月12日

司法修習生考試委員会書記

重田展

同

外園豊



(別 紙)

(出席者)

委員長	最高裁判所長官	寺	逸	郎
委員	最高裁判所判事	木	道	祥
同	最高裁判所判事	池	政	幸
同	最高裁判所判事	菅	博	之
同	次長検事	八大	宏	幸
同	最高検察庁総務部長	塙	亮	太郎
同	法務省大臣官房人事課長	伊	榮	二哉
同	法務総合研究所長	佐	達	浩
同	弁護士（東京弁護士会）	藤	久	哉
同	弁護士（第一東京弁護士会）	原	間	龍
同	弁護士（第二東京弁護士会）	柴	田	太郎
同	最高裁判所事務総長	中	晶	子
同	東京高等裁判所判事	今	幸	彦
同	司法研修所長	杉	則	彦嗣
同	司法研修所教官（判事）	小	博	幸
同	司法研修所教官（判事）	松	利	也
同	司法研修所教官（判事）	鈴	謙	介
同	司法研修所教官（判事）	細	啓	規
同	司法研修所教官（検事）	佐	弘	泰
同	司法研修所教官（弁護士）	飯	島	造
同	司法研修所教官（弁護士）	坪	井	子
同	司法研修所教官（弁護士）	大	瀧	介
同	司法研修所教官（弁護士）	関	敦	彦
同（幹事）	最高裁判所人事局長	高	聰	哉
		堀	橋	眞
			田	哉

以上24人